

〇〇市長  
〇〇 様

## 東海第二発電所の稼働に係る6市村への質問及び要請書

2021年10月8日

原発いらない茨城アクション実行委員会

原子力所在地域首長懇談会（以下、首長懇談会）におかれましては、住民の生命・財産、生活を守る自治体の立場で東海第二発電所への対応を継続的になされていることに敬意を表します。また、この間の6市村要請行動へのご協力に対し、感謝申し上げます。

さて、この1年半の間で、日本原電の使用前検査申請をめぐる首長懇談会からの申入れと日本原電からの回答があり、本年3月には水戸地裁判決がありました。東海第二原発の再稼働問題について、この1年半の動きをもとに、使用前検査における燃料装荷と自治体合意および避難計画について下記の通り質問ならびに要請いたします。

### 記

#### 1. 使用前検査申請に係る首長懇談会と日本原電の確認文書についての質問と要請

昨年3月27日、首長懇談会は、日本原電の東海第二発電所の使用前検査申請書の「原子力施設の使用開始予定時期」の具体的記載（2022年12月）について「誤解・憶測を招き兼ねない」との強い懸念を表明し、平成30年3月に締結した「新規制基準適合に伴う稼働及び延長運転に関する協定書」にもとづいて日本原電に対して「使用前検査申請及びその受検対応は同発電所の稼働及び延長運転に直結しないものであることを確約すること」という申し入れを行いました。

3月31日、首長懇談会の申し入れに対して記者会見した村松日本原電社長は、使用前検査について「地元との安全協定を無視する形のものでは行えない」と述べ、報道では「協定を結ぶ周辺6市村の再稼働への同意が得られていなければ、原子炉に核燃料を装荷して核分裂反応を起こす最終段階の検査は実施できないとの認識を示した」と報じられました。（※別紙資料1）

4月14日、日本原電は首長懇談会の申し入れ通り「本申請及び受検対応は発電所の稼働及び延長運転に直結するものではありません」と回答しました。

以上の経過から質問と要請をいたします。

## 【質問1】 「新規制基準に伴う稼働及び延長運転」についての確認

「稼働及び延長運転に関する協定書」、首長懇談会「申入書」及び原電「回答」は、いずれも「稼働及び延長運転」と記述されています。

「稼働」とは、従来の定期検査後の再稼働とかトラブル後の再稼働＝運転再開とは違って、福島第一原発事故を教訓に改定された炉規法および新しく制定された「新規制基準」による「稼働」に相当するものと理解されます。

「延長運転」も同様に改正炉規法で「運転できる期間が運転開始から原則 40 年認可を受けた場合は、1 回に限り最大 20 年延長できる」とした新たな認可に伴う運転を意味されています。

したがって「稼働及び延長運転」とは、従来の定期検査後の再起動とかトラブル後の再起動とは違って、いわばまったく新たな「稼働」であります。

ところで、「稼働及び延長運転」とは、使用前検査の最終段階「燃料装荷一起動・臨界・タービンとの並列」すなわち「試運転」のこととされています。

(※別紙資料2)

首長懇談会は「申請すること自体」の手続きは了解したものの、「稼働」すなわち使用前検査における「燃料装荷」自体を了解したものではないことは経緯からして自明です。

そうすると、日本原電は「原子炉に核燃料を装荷して核分裂反応を起こす最終段階の検査前に周辺6市村の再稼働への同意が得られていなければ燃料装荷はできない」ということになりますが、首長懇談会と日本原電の間の確認事項はそれでよろしいですか？

## 【質問2】 新協定書第2条「事前説明」の日程について

平成30年3月締結の「新規制基準適合に伴う稼働及び延長運転に関する協定書」第2条では「原子力発電所を稼働及び延長運転をしようとするときは」、日本原電が「事前に丁寧に説明する」こととなっております。そして第6条で「事前協議により実質的に事前了解を得る」とされています。

協定の言う「稼働」すなわち「燃料装荷」は、使用前検査の最終段階においておこなわれます。

日本原電は「原子炉に燃料体を挿入することができる状態になったとき」を「令和4年10月まで」としています（東海第二発電所運転差止訴訟 東京高裁控訴審「控訴理由書」令和3年5月7日）

燃料装荷予定まであと1年しかありませんが、使用前検査の進捗状況(どこまで進んでいるのか)について首長懇談会は日本原電から報告を受けていますか。

これまで日本原電はたびたび「再稼働することはまだ決めていない」「再稼働したいという意志表示を地元6市村に対して行っていないので再稼働にはつながらない」などと言うことがありましたが、「使用前検査における燃料装荷前に稼働の正式意志表明を行って事前説明をしたい」等の事前の打診とかはあったのでしょうか。

**【要請1】** 早急に、首長懇談会を開いていただき、「稼働及び延長運転」における使用前検査「燃料装荷」に対する共通認識を再確認し、原電との協議を行ってください。

**【要請2】** 6市村首長におかれましては、使用前検査における「燃料装荷」がなし崩しにすすむようなことのないよう、慎重に事前手続を踏まれますよう要請いたします。

## 2. 「避難計画」と「燃料装荷」について

政府は国会答弁で「実効性ある避難計画なしに燃料装荷はない」との統一見解を述べています。

(梶山弘志経産大臣、小泉進次郎環境大臣・防災担当大臣ら答弁、※別紙資料3)

上記1の「地元自治体の同意が得られなければ燃料装荷はできない」と同様に、「実効性ある避難計画なしに燃料装荷はない」とされています。

すなわち「燃料装荷」は、地元自治体の実効性ある避難計画が策定され住民合意がされていることを大前提として、地元自治体の同意(可否表明)が求められるのだと思われれます。

政府の見解として、市町村避難計画の策定期限は「災害対策基本法当において特段の定めはなく各自自治体の判断による」、その実効性判断の主体は「まずは市町村が判断することになっている」とされています。(※別紙資料4)

また、今年3月の水戸地裁判決では「実現可能な避難計画及びこれを実行しえる体制が整っているというにはほど遠く、また放射性物質の生命身体に対する深刻な影響に照らせば、何らかの避難計画が策定されていればよいなどと言えるはずもなく、避難対象人口に照らすと今後これを達成することも相当困難」として「日本原電は東海第二発電所の原子炉を運転してはならない」としました。

「燃料装荷」によって事故リスクが現実のものとなる以上、周辺住民人格権侵害の具体的危険が発生するという意味で「実効性ある避難計画がない以上運転してはならない」としたことは政府の「実効性ある避難計画なしに燃料装荷はない」と同義であり、大変重要な点を判決として下したと認識できます。

**【要請3】** 避難計画の策定期間およびその実効性判断は、あくまで市町村の判断に委ねられており、国の希望するペースでもなく、まして日本原電の燃料装荷の日程で決まるわけではありませんので、これまで首長懇談会側から言われていたように「原電ペースで進むわけではない」ことを再確認の上、対応して頂けますよう要請いたします。

### 3. 避難計画策定・実効性検証は住民参加ですすめて下さい

住民の生命・財産を守る直接の責務を負う自治体にあつて、発電所の「運転」に対する判断（同意）の条件は、「この計画と体制であれば原子力災害が発生したときに十分に住民の生命・身体・財産を守れる」という実効性ある避難計画案が住民に提示され、避難する当事者である住民の理解と了解があつてはじめて首長判断ができることと存じます。

避難計画策定の「責務」があるとされるのは「市町村」であり、「市町村」を代表するのが市町村長であります。当然にもこの避難計画策定の「市町村」には避難する当事者である住民が含まれます。

避難計画策定にあつたつて、重要なことは住民に身近で生命・身体・財産を守る責務を負っている自治体が、避難計画の策定にあつて「実効性」と「人間としての諸権利の配慮」に留意し、ひとつひとつの課題を検討し、計画の実効性を検証し、時間をいとわないことが肝要だと思われまふ。

**【要請4】** 避難計画策定・実効性検証は、十分に住民の暮らしや地域の声、意見を聞いて、納得できるような計画にして頂きたいと要請いたします。

<次回の要請行動について>

私たち「原発いらない茨城アクション実行委員会」は、昨年10月の要請行動でパワーポイントを使ったレクチャーと意見交換を行う形式で、東海第二原発の再稼働の問題点について、6市村それぞれの首長及び担当課の皆さんに直接伝え懇談する機会をつくっていただきました。

この要請行動は、原発が再稼働し、ひとたび事故が発生すれば周辺住民に取り返しのつかない実態を生むことから、再稼働に事前了解するか、しないかの判断の一助にしてほしいと切に願ふことからのものです。

大変重要な時期にさしかかっている現在、第2回目のレクチャーと意見交換の場として来月11月に要請行動を考えておりますので、要請の趣旨をご理解して頂き、ご協力をお願いいたします

日程等の詳細は後で連絡をお取りします。

連絡担当事務局 茨城平和擁護県民会議 029-221-6811（相楽）

以上